

## 一般社団法人東京公認心理師協会 委員会に関する規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京公認心理師協会（以下、「本会」という。）定款第37条に基づき置かれる本会の委員会に関して必要事項を定め、もって本会委員会の適正かつ円滑な運営を期すことを目的とする。

2 倫理委員会及び選挙管理委員会を除く委員会は本規程により運営し、倫理委員会においては倫理規程に定められている事項を除き、選挙管理委員会においては選挙管理規程に定められている事項を除き、本規程を適用するものとする。

### (委員会の設置と廃止)

第2条 委員会の設置もしくは廃止については、理事会が審議し決定する。

### (委員会の定義)

第3条 本規程に定める委員会とは、以下に掲げるものとする。

- (1) 委員会 本会業務に関して常設される委員会
  - (2) プロジェクト委員会 時限的に設置される委員会
- 2 委員会は、理事会に従って本会の会務を遂行し、その結果を理事会に報告する。
- 3 委員会の名称及び各委員会の所管事項は別表のとおりとする。

### (委員会の構成)

第4条 委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって組織する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員の中から副委員長を置くことができる。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、理事の中から選任し、理事会の決定を経て会長が委嘱する。

2 委員長の任期は、本会定款第25条第1項に定める理事の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

3 理事会が正当な理由があると認めるときは、会長が委員長を解任することができる。また、委員長が任期途中で解任されたときは、理事会が理事の中からこれを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

4 委員長は委員会活動全般を把握し、委員会を代表する。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員)

第6条 委員は正会員の中から選任し、理事会の決定を経て会長が委嘱する。

2 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は監事と兼任することはできない。

4 委員は各活動を分担する。

(委員会経費)

第7条 委員会運営にかかる経費は、本会の予算をもってまかなう。

2 委員会の運営及び委員の活動にかかる経費については、別途定める理事等活動費規程のとおりとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

本規程は、2016年3月14日から施行する。

本規程は、2019年2月20日より一部改定して施行する。

本規程は、2019年3月11日より一部改定して施行する。

本規程は、2023年2月13日より一部改定して施行する。

本規程は、2025年3月7日より一部改定して施行する。

「委員会に関する規程」 別表（第3条関係）

| 委員会名               | 所管事項                                                                                  |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報委員会              | ニューズレター、電子メールなどによる情報発信その他、広報に関すること。                                                   |
| 職能委員会（統合後）         | 公認心理師と臨床心理士の職能に関すること。公認心理師資格と臨床心理士資格に関すること。会員の資質向上に資する研修体制の整備及び同体系に基づく領域横断的な研修に関すること。 |
| 地域活動推進委員会          | 地域における社会貢献活動の推進、会員相互のネットワークの形成など、会員の地域活動に関すること。                                       |
| 倫理委員会              | 倫理規程に定めること。                                                                           |
| 選挙管理委員会            | 選挙規程に定めること。                                                                           |
| 医療保健領域委員会          | 医療・保健領域に関すること。                                                                        |
| 福祉領域委員会            | 福祉領域に関すること。ただし、子どもの福祉については子育て支援委員会が主として行う。                                            |
| 子育て支援委員会           | 「こども相談室」事業及び子ども・子育ての支援、子どもの福祉に関すること。                                                  |
| 学校臨床委員会            | スクールカウンセリング・学生相談など、学校及び教育領域に関すること。                                                    |
| 産業領域委員会            | 産業領域に関すること。                                                                           |
| 司法関連領域委員会          | 犯罪被害者支援、司法矯正、DV、ハラスメントなど、司法及びその関連領域に関すること。                                            |
| 災害対策委員会            | 被災者、支援者等の支援並びに災害時支援体制及び連携体制の整備、災害対策に関わる研修会の企画・運営、危機支援チームの育成など、災害対策に関すること。             |
| 相談事業委員会            | 本会が実施する相談支援事業(連携協働を含む)に関すること。自殺対策に関連する相談事業を含む。                                        |
| 開業領域委員会            | 開業領域に関すること。                                                                           |
| 3・11 福島支援プロジェクト委員会 | 福島県受託事業に関すること。                                                                        |
| 里親支援プロジェクト委員会      | 中野区里親養育包括支援（フォスタリング）事業及び里親支援に関すること。                                                   |
| 教育相談プロジェクト委員会      | 清瀬市教育支援センター教育相談室委託事業及び教育相談に関すること。                                                     |
| 大会プロジェクト委員会        | 2年ごとに開催される本会大会の企画と運営に関すること。                                                           |